



今帰仁村

議会だより



諸志共同売店 — 人が集い、地域をつなぐ場所 —

今帰仁村字諸志にある「諸志共同売店」は、昭和32年に建てられた歴史ある共同売店です。木造の建物や赤い郵便ポストが残る風景は、昔ながらの地域の暮らしを今に伝えています。現在は、諸志区民の與那嶺稔さん・和代さん夫妻が、諸志区から店舗を借り受け運営しています。店内には手作り弁当や惣菜、駄菓子、日用品が並び、地域農家が育てた野菜などの農産物も販売されています。地元で取れた農産物を気軽に購入できる場として、地域農業を支える役割も担っています。人気の手作り弁当は昼前に売り切れる日もあり、子どもたちには沖縄ぜんざいや駄菓子も親しまれています。また、與那嶺さん夫妻は「ここが休憩場所だし、ここが家」という思いを大切に、地域に寄り添った売店づくりを続けています。子どもたちの放課後の居場所、高齢者の買い物や“ゆんたく”の場として、多くの住民に親しまれています。高齢化が進む中、歩いて集い、支え合える地域の場はますます重要です。諸志共同売店は、単なる売店ではなく、人と人とのつながりや地域文化、地域農業を未来へつなぐ、諸志区の大切な拠点となっています。

R8

No. 182

7.1 発行

一般質問と答弁	2p
議決結果・賛否一覧表	12p
反対討論・賛成討論	13p
政務活動費	15p
研修会等・編集後記	16p

一般質問

3月定例会

会期日程（3月5日～19日）

9名が一般質問しました 3月17日(火)・18日(水)（通告順）

3p	根路銘弘美	① 沖縄県名木百選について
4p	座間味 靖	① 呉我山の土地購入について ② ベルパライソへの水道管について ③ 乳幼児への支援について ④ 長寿健康増進事業について ⑤ 新たな交通手段について
5p	島袋 輝也	① 村民が住みやすい持続可能な村づくりについて ② 北山文化圏センター整備事業について ③ 農業の振興について ④ 地域課題について
6p	山城 太	① 今帰仁村こども医療費助成制度の拡充について ② キャンプ場(総合運動公園内)について
7p	上間 聡	① 生活排水について ② 農道の整備について
8p	座間味 薫	① 防災について ② 戦没者慰霊塔移設及び平和の森公園の整備について
9p	島袋 誠	① 施政方針について ② ラーケーション導入について ③ 農林水産畜産業の振興について
10p	石嶺美奈実	① 議員報酬について ② 投票時間の繰上げについて ③ 高齢者の居場所について ④ 交通弱者対策について ⑤ 子どもの県外派遣(離島、国内、国外) ⑥ 生態系サービスへの支払いについて ⑦ 古宇利小学校跡地について ⑧ ふるさと納税について
11p	與那 勝治	① ふるさと納税について ② 宿泊税について ③ 村営パークゴルフ場について

●の数字は掲載された質問です。●の数字の質問は紙面の都合上割愛されています。本会議録については各字公民館に配布の予定です。詳しく調べたい方は、公民館もしくは議会事務局までお立ち寄りください。

問1 沖縄県名木百選

今帰仁村で新たに名木認定申請をする予定はあるか。

答 久田浩也村長

名木認定申請をする予定は現在持ち合わせていない。地域からの推薦などがあつた場合、県の定める認定要件などに照らし合わせて市町村長から県知事に申請書を提出し、選考委員会に諮られることになっている。

「サー」とも呼ばれている）は圧倒される幹の太さと枝ぶりである。

懇謝堂（クンジャドウ）にあるガジュマルはクガニム

イと呼ばれている。法人懇謝堂クラブが管理し守られている。壮大で木の幹の下に行ってみると歴史を感じる立派な幹である。地元の100歳になられる方のお話によると「幼い頃から今の場所にあった」と伺った。

平敷にデイゴが2本あるが途中1本に繋がっている。ひまわりサークルが管理しており、令和7年度沖縄県緑化コンクールで緑化功労賞を受賞している。

そこに「つなぎ」という看板を立て、沢山の人たちが写真を撮りに訪れている。さらに平敷の国道505号沿いにシンボリックな古木のガジュマルがある。街灯のない時代にスクミチを行き交う人々の為にガジュマルの根元にトゥーブシ（燃料の素になる松脂）が置かれ、旅人が利用したことからデュービガジュマルという名

前が付いたと言われている。このような名木を選定するにはどのような条件が必要なのか伺う。

答 経済課長

名木を選定する基準として県の定めるおきなわの名木百選実施要綱がある。目的としては巨樹・巨木等の名木を保護・管理・衛生環境の保全及び普及啓発を推進するため、名木の認定要件、手続き、保護保全対策及び普及啓発等

に関する、必要な事項が定められている。要件は、地域に親しまれている樹木、地域に大切にされている樹木、由緒のある樹木、貴重または稀少な樹木、その他名木としてふさわしい樹木などが掲げられ、認定基準は、次のいずれか一つに該当する必要がある。樹高は地上からの高さが13m以上、地上高1.2mにおける幹周りが3m以上。樹齢推定70年以上である。それから樹形や容姿が端麗または珍しさにおいて特に優れているというこ

問 今後、推薦するにあたって村は前向きに検討するということが区長などから情報を得ながら検討いただけるか伺う。

答 経済課長

提案いただいた木の所在地・所有者・管理されている方などと確認しながら県の定める基準に合致するのであれば申請書を提出する形で進めていければと考えている。

問 今後、新しい施設などの植栽計画に記念木として将来名木になる木を植えては

答 村長

植栽の必要性について確認し、必要な場合は施設の利用対象者や利用形態などを勘案し、植栽計画をたてる

問 今後、北山文化圏センターの植栽について具体的な計画を持っているか伺う。

答 比嘉克雄副村長

今のところ植栽計画は持ち合わせていないがソーリ川周辺の自然レクリエーションゾーンの整備に向けて計画しているので、その中でしっかりと植栽を計画していきたい。

問 自然・緑豊かな今帰仁村のPRを含めて、村長がこれからのように村の自然環境を守り取り組んでいくかを伺う。

答 企画財政課長

村に原風景が残っていると



根路銘 弘美 議員



▲平敷ひまわりサークル

問1 呉我山の土地購入

呉我山の土地購入について役場OBや地域住民から疑問の声が出ている。法的に疑義がある土地購入を誰が提案したのか、役場内で議論したのか、価格は適正なのか等、以下の点について伺う。①誰が提案したのか、役場内でしっかり議論したのか。②家屋解体料160万円、536㎡の土地購入費2,000万円の根拠はどうなっているか、地価などの査定はしたのか。③土砂災害特別警戒区域は他にもあると聞かすがその整合性はどうか。

令和7年12月定例会で提案があった「令和7年度今帰仁村一般会計第7回補正予算について」(議案第67号)については、修正動議が出され、反対討論、賛成討論があり、原案が可決された議案ですが、改めて一般質



座間味 靖 議員

問を行いました。それに対して村長から反問権の行使がありました。(反対討論、賛成討論については、13・14頁に掲載しています。)

反問 村長

「呉我山の土地購入について、役場OBや地域住民からの疑問の声が出ている。法的に疑義がある」という部分について、質問の意図を明確にするべく、反問権を行使させていただく。法的に疑義があるということだが、どの法令のどの条項に該当するか教えていただきたい。

反問への答

座間味靖議員

1つ目は村公共施設等総合管理基金条例第1条の趣旨、それが今回の買取りに合致しているか。2つ目は総合管理計画にしっかり位置づけられている土地、家屋を買っているのか。3つ目は地方自治法第2条第14項及び地方財政法第4条1項の規定に基づき財政運営上の疑義がある。

答 村長

これまでの全員協議会、さきの定例会において、丁寧に答弁しているの、ご理解いただきたい。

※質問に対する反問

村議会基本条例第5条第3項議長から本会議、委員会及び全員協議会への出席を要請された村長等は、議員の質問に対して議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

問 呉我山の土地購入の場所は

家屋の裏手には木々が生い茂り、すぐに危険な状況ではないと考えている。ここに住んでいた方も4、5年前からこの家には住んでおらず、空き家の状態になっている。そういう場所をなぜ村は購入したのか疑義が残っている。

答 副村長

当該場所は人命に影響を及ぼす可能性の高い土地・建物として重要かつ緊急案件として速やかに対応、購入し、早い時期に危険性を除去したいと考えている。

問 家屋解体料と土地購入の根拠を伺う。

答 経済課長

家屋の解体料について村内の業者が160万円の範囲内で取壊、移動、撤去などが可能というところで見積書をいただいた。地価などの査定については用地

交渉の中で土地所有者から提示された金額と、それから平成30年度に算定された物件費、補償費やこれまで検討されてきた地滑りや崩落防止工事費などとの比較、検討を行った上で購入を決定した。

問2 ベルパライソへの水道管

ベルパライソが建設された当時、ホテルが独自で水道管を引き、現在では3軒の住宅がその水道管を利用している。ホテルが大量に水を使う時に3軒の住宅では断水に近い状況である。新たにホテル建設が計画されているが水道管についてどのように考えているか見解を伺う。

答 村長

新たなホテル建設について水道課に所定の書類が提出されていないため内容を把握していない。事業者より計画及び予定使用水量が提出された場合は適切に対応していく。

問3 乳幼児への支援

「就学前プログラム」で高く評価

価されている。浦添市内で乳幼児シンポジウムが行われ「貧困対策は赤ちゃんから」「脳の発達はその後の土台に」等、乳幼児期からの支援の必要性を訴えている。

答 村長

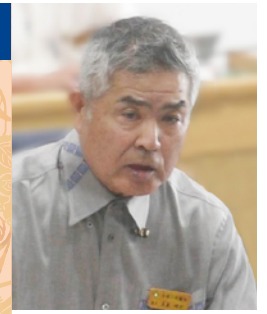
すこやか子育て支援金をはじめ医療ケア児保育支援事業、特別支援保育事業など、出生期から就学前の幼児に対して様々な支援を行っている。

問4 新たな交通手段

高齢化が進み運転免許返納者が増えている。買い物や病院への往復にタクシーを利用するなど経済的負担が増し、喫緊の課題だと考える。主要施策の中に「持続可能な地域公共交通の検討」とあるが、現状を伺う。

答 村長

村としてはライドシェアの導入を軸に関係機関との調整を重ねているが、事業化には至っていない。持続可能な地域公共交通について今後も調査研究をしていく。



島袋 輝也 議員

問1 村民が住みやすい持続可能な村づくり

村では、少子高齢化と人口減少が進み、独居高齢者の増加や子育て世帯の負担、地域コミュニティの希薄化が課題となっている。福祉、子育て、地域共生を一体的に進める持続可能な村づくりについて伺う。

①子育て支援の現状と充実②地域共生社会と重層的支援体制の整備③コミュニティナースの導入④独居高齢者対策(共同住宅の導入)⑤子育て支援住宅の導入。

答 村長

①子育て支援は、すこやか子育て支援金など幼児期から高校生まで各種施策を実施している。今後は、3〜5歳児の主食費助成や、こども誰でも通園制度の導入など支援の充実を図る。②地域共生社会の実現に向け、関係機関と連携し、全世代に対応した包括的支援体制を構築する。③コミュニティナース

は有効と認識するが、人材確保等の課題から導入予定はない。④独居高齢者共同住宅は具体的な検討には至っていないが、住まいの確保は重要であり、関係機関と連携し、適切な支援に努める。⑤子育て支援住宅は、重要課題であり、村営団地の一部で優遇入居を実施している。

問2 北山文化圏センター整備事業

本事業は、本村の歴史・文化を活かし、観光振興と地域のにぎわい創出を目的として進められている。一方で、事業内容や施設概要、事業費・財源について、住民から疑問や不安の声がある。そこで、次の点について伺う。

①事業の目的及び整備内容②運営体制及び管理者の考え方③事業費、財源、維持管理費及び収支計画④自然環境の保全と調和した土地利用。

答 村長

①本事業は、役場周辺の公共施設再編と既存施設の活用により、交流拠点として整備を進めている。②

運営は指定管理者制度の導入に向け調整する。③事業費は沖縄北部連携促進事業により、令和6年度〜令和8年度の計画で総事業費15億7,300万円(国庫補助12億5,900万円、地方債約3億円)を見込む。維持管理費や収支は今後算定する。④当該地域はソーリ川の水源により産業と生活を支えてきた土地であり、整備後も自然環境と調和した利活用を進める。

答 副村長

質問要旨の中に、住民の皆様から疑問や不安の声があるということがあった。それに対して、真摯に受け止めて深く反省し、住民の皆様にもおわびを申し上げたい。今後は、事業概要、事業の進捗状況等を広報紙などで住民にお知らせ、共有しながら事業を進めていきたい。

問3 農業の振興

本村は、農業を基幹産業とするが、担い手不足や病害虫、イノシシ被害な

ど課題が深刻化している。持続可能な農業の確立に向け、次の点を伺う。①新規就農の促進策、②病害虫防除(天敵防除)への支援、③イノシシ被害対策の現状と強化④農畜連携の推進。

答 村長

①新規就農者には、新規畑人資金支援事業による給付金や、経営発展支援事業による機械・施設導入支援を実施している。②病害虫防除(天敵防除)は、産地協議会を通じて実施している。③イノシシ対策は、被害情報に基づき確認を行い、わな設置などで対応している。④農畜連携は、堆肥づくりなど循環型農業に向け調査研究を進める。

問4 地域課題

地域の安全確保と防災の観点から、諸志水路について伺う。水路は、農業用水と、大雨時の排水機能を担う重要な施設だが、土砂堆積や草木の繁茂により機

能が低下している。地域で維持管理してきたが、高齢化により浚渫や伐採が困難となっており、行政による計画的管理が必要である。①管理状況②高齢化への対応、③行政の管理体制④安全対策と今後の方針。

答 村長

①水路は地域住民の協力により維持管理されている。②多面的機能支払交付金を活用し、重機のレンタル等で対応している。③全てを行政管理することは困難であり、地域と連携する。④地域の要望を踏まえ、安全確保と負担軽減に取り組む。





山城 太 議員

問1 今帰仁村こども医療費助成制度の拡充

満18歳まで拡充してはどうか、見解を伺う。

答 村長

施政方針で申し述べたとおり、子育て支援のさらなる充実を図る観点から、令和9年度より対象年齢の上限を現行の満15歳から満18歳へと引き上げ、こども医療費助成制度の拡充を予定している。

問 令和9年度からとのことだが、8年度内には難しいか伺う。

答 健康づくり推進課長

令和9年度の実施を予定している。子育て支援策の充実に向けて早期実現を目指していたが、全国的に標準システムの改修等が行われており、本村のベンダーに確認し

たが、他市町村のシステム改修等があり、改修のスケジュールが合わない。可能な限り対応していくが、8年度中は難しく、9年度の制度開始に向けた準備期間として、できる部分は対応していきたい。

問 県内26市町村、高校まで助成していると思うが、その市町村は特に問題なくスムーズにこの制度が進んでいるのか。それとも、システムの構築に伴い、不具合が生じている状況も確認できるか伺う。

答 健康づくり推進課長

他市町村で実施しているという状況は認識しているが、標準準拠システムへの改修に関しては、県内で今年度実施したのは本村のみで、他市町村は、令和8年度に改修を行う。本来なら多くの市町村が7年度に改修する予定であったが、多少ずれていることもあり、タイミング的に非常に難しい。

問2 キャンプ場

現状とこれまでの実績及び今後の活用方法を伺う。

答 教育長

令和3年第2回村議会定例会において関連する条例の一部を改正し、村総合運動公園及び村民の浜でのキャンプが可能となった。その後令和5年第2回及び第3回村議会定例会で使用料等の一部改正を行い、現在の利用形態を継続している。利用実績は、4年度815人、5年度938人、6年度888人となっている。今後の活用方法は、他地域からの集客を促進することが重要であることから、キャンプ場の魅力を最大限に引き出し、持続可能な運営を目指していく。

答 社会教育課長

総合運動公園については指定管理者が管理しており、その報告は合算した数値のため、内訳はない。

問 オートキャンプ場は泊っているのを見たことがない。

炊事場はタン屋根が錆びて、捲れている箇所もあるので、修繕、設備の充実をお願いしたい。村長答弁の中で「キャンプ場の魅力を最大限に引き出し」とあるが、協議会、会議などが行われるのか伺う。

答 社会教育課長

指定管理者にお願いしているのは、民間のノウハウをしっかりと活かしていただくということを前提としている。私も行政にはない進め方、センスを委託しているため、行政がどうこういうことではなく、しっかりと協議したい。先ほど指摘のあった施設の整備や見た目は非常に重要と考えているので、指摘は社会教育課から伝える。運営方法は、指定管理者の内

部でしっかりと話し合った上で、の周知の仕方、広報を含め、検討していただく。

問 キャンプといえば、バーベキューや花火が最大の魅力だと思うが、ビーチでのバーベキューや花火は禁止になっているのか。

答 社会教育課長

バーベキューは可能だが、花火は、危険を伴うので、遠慮していただいている。

問 とても素敵な場所であるし、整備もされ、素晴らしいキャンプ場だと思う。もっとお客様が外から流入するように、今後とも努力していただきたい。

答 社会教育課長

非常に素晴らしい場所でのキャンプ場となっている。指定管理者も収益を上げる重要な資源でもあるため、その辺りも十分考えながら、今後も素晴らしいキャンプ場が維持できるよう指定管理者と連携し、取り組んでいきたい。

問1**生活排水**

国道505号から岐山公民館向け村道岐山線沿いで、一定の区間、排水側溝が未整備のため、その住宅は排水を裏手の土手に放流している状況がある。土手の下には畑があり、生活排水には洗剤等、畑や農作物に悪影響を及ぼす雑多なものが混入していると思われる。早急に排水側溝を整備していただきたいが、見解を伺う。

答**村長**

現在のところ予定は持ち合わせていない。

問 現在、生活している方が大変困っている。今後、検討できないか伺う。



上間 聡 議員

答**建設課長**

村道岐山線は、一部排水がない状況である。岐山線の工事を実施したのがおそらく、昭和40年以前だと思う。その時には周囲からの排水が来るものがなかったのではないかと現状を見ての見解である。排水整備は、補助事業がない。側溝のみを設置することは難しい。

問 村道を施工した当時、住宅が建設されていなかったと思う。建設後に住宅ができたが、村道沿いであり、排水が必要な場所だと思う見解を伺う。

**答****建設課長**

道路等を施工する場合に補助事業を活用し、道路の改良を行っている。排水工事だけの事業がないため、今後、岐山線を改良するとなるとときに、住宅が建っている箇所に関して、外から道路外の排水、汚水等が入り込む場合は、その箇所に排水路を設けることになるかと思う。

問2**農道の整備**

過去にも一般質問に取り上げた未舗装の農道の件だが、路面が荒れた状態で、収穫後の農産物運搬などに支障をきたしている。路面の整正補修か簡易舗装等の対策ができないかとの強い要望がある。農家の方々の意を汲んで、解決していただくことができないか伺う。

答**村長**

地域からの要望を踏まえて、緊急性かつ重要性に鑑み、補助事業の導入など計

画的に実施できるよう、引き続き取り組んでいく。

問 私が思うに、未整備の農道は数が多く、各区に散在している。補助事業を導入して実施するというのは理解するが、毎年、計画的に1つ、2つ、少しずつ実施し、最終的には未整備の場所がなくなるようにできないか伺う。



▲未舗装の農道

答**経済課長**

現在、要望として農道の整備は数多くある状況。そ

の中で、緊急性の高いものは、令和7年度には、岐山の北山高校の下80mほどの農道をアスファルト舗装した。ただ、全体的な課題解決は難しい。今後、一定規模の整備が必要な箇所を把握しながら、事業等を導入し、少しでも多くの課題解決に取り組む必要があると考えている。今後は、単独費用で出来る部分、緊急性の高い部分、その辺を確認しながら、段階的に進めていければと考えている。

問 農道整備ではなく、補修についてはどうか。舗装するに至らなくても、凹凸の激しい悪路の補修について伺う。

答**経済課長**

道路の補修について、道路の状況など、こちらのほうも確認しながら、村の取り組みとしてできる対策がないか、確認しながら進めていきたいと考えている。



座間味 薫 議員

問1
防災

昨年の7月南海トラフ地震の防災対策推進地域に今帰仁村が追加指定されたことについて、村はどのように受け止めるか。

答
村長

本村としては、広域的な大規模災害に対する備えを一層強化すべき機会であると捉えている。村民の生命と財産を守るため、平時からの備えを着実に進めていくことが重要と認識している。

答
総務課長

地域防災計画の検討をさらに進め、南海トラフ警戒区域に指定されたことを盛り込んだ必要な見直しの準備を進める。防災訓練の強化、防災教育の充

実も関係機関としっかり連携をとっていきたい。さらに自主防災組織の連携強化や結成、自主防災組織として認定を受けた組織の連携を強化し防災士の育成にも努めていきたい。

答
総務課長

問 村内19字全てに防災会が必要と思っているが、現在防災会のない字の立ち上げに向けて、各字の動向は把握しているか。

令和4年に湧川区、6年に越地区、7年度に仲尾次区、玉城区、与那嶺区が認定を受けている。他に立ち上げる方向で考えている字が2字あるので、次期に結成ができるものと期待している。

問
自主防災組織の充実につ

いて、本組織は地域住民の命を守る大変重要な役割を担うことになる。地域防災力の核として、より実効性のある組織づくりに村の積極的な関わりが最も期待されるが、村として今後どのように組織率を上げていく考えか。

答
総務課長

村内には5字の防災会が結成されているが、各字の防災組織の結成は重要であり、推進のための講演会や防災訓練などを通して自主防災組織の大切さを訴えながら各字公民館にも説明をし、区長のご協力も頂きながら、一つ一つ丁寧に結成に向け動いていきたい。

問2
戦没者慰霊塔移設及び平和の森公園の整備

平和行政において「平和の尊さを心に刻み、次世代を担う子どもたちに希望ある未来を引き継ぐためにも、戦争の惨禍が二度と繰り返されることのない世界の実現を願い、今後とも平和行政に努めてまいります。」との基本姿勢が示されているが、戦没者慰霊塔の移設や平和の森公園の整備も戦禍の記憶を後世に伝えていく意味では、意義深い取り組みと考えるが、整備に関する現時点での進捗と、具体的方策について伺う。

答
村長

現在着工している北山文化圏センター整備事業において、4つのゾーンを設定し、段階的な整備に取り組んでおり、その一つである「自然ふれあいゾーンエリア（ソーリガー周辺）」の中に、平和の森公園（仮称）を設置するとともに、本村戦没者慰霊塔の移設を計画していく。

問
慰霊塔の移設は、以前にも

質問しており、昭和30年の建立て70年が経過し、老朽化や敷地の課題があることから今後移設先を含め公園改良整備を進めると答弁があった。村では年に1度平和祈願祭が執り行われている場所であるが、参加者は遺族会や区長会、役場職員、議会にも案内があるが、遺族会の高齢化や戦後80年が経過する中で当時の記憶もどんどん薄れつつあるのではないかと危惧している。平和祈願祭は、一部の方だけが祈願するものではない。より多くの村民や子どもたちが訪れやすい場所に整備し、平和学習の憩いの場として活用できる

平和の森公園を整備することは、本村の平和行政を象徴する取組の一つとなる。改めて見解を伺う。

答
副村長

何より平和の暮らしを求めることは、久田村政の重要なテーマとして考えている。しっかりと村民や多くの方々から戦没者の慰霊の式典等にも参加できるような環境づくりが大切だと思っている。今後もし引き続き、平和行政にしっかりと取り組んでいきたい。

問
村長任期中の実現のため

には既に具体的に動き出さなければならぬ時期に来ていると思うが、いつ頃を予定されているのか基本構想の検討など一定の方向性を示す時期にも来ていると思われるが、具体的目安について伺う。

答
副村長

時期については流動的ではあるが、今後想定としては令和11年頃と考える。しっかりと計画を立てて、進めていきたい。

問1 施政方針

①重要施策1、子育て・教育の村を目指して、(2)の村教育魅力化プロジェクトの推進にあたる地域プロジェクトマネージャーの任用について伺う。その中の(5)子供の居場所づくり運営支援事業の実施について、具体的な支援計画があるか伺う。

②重要施策2、健康・長寿での福祉の村を目指してより。(7)の部分の交通弱者対策に向けての公共ライドシェアの導入について伺う。

③重要施策3、持続可能な村をめざしてよりの(2)北山文化センター整備事業の進捗状況について伺う。(3)総合運動公園整備事業について伺う。



島袋 誠 議員

答 教育長

①重要施策1、子育て教育の村を目指しての(2)村教育魅力化プロジェクトの推進に

当たる地域プロジェクトマネージャーの任用は、会計年度任用職員のフルタイムとして任用する。③重要施策3、持続可能な村を目指しての(3)総合運動公園整備事業は、令和7年度は基本計画の策定令和8年度は基本設計委託業務において、総合運動公園リニューアルに向けた官民連携の可能性調査及び導入可能な補助事業の検討を行う。

答 村長

①の重要施策1、子育て教育の村を目指して、(5)子どもの居場所づくり運営支援事業の実施について、具体的な支援計画は、村内でのボランティア活動として、子ども食堂などを運営している団体に對し、1回当たり1万円の補助を行っている。令和8年度からは、補助対象及び補助金額の拡充を図っていく。②重要施策2、健康長寿で福祉の村を目指して、(7)交通弱者対策に向けての公共ライドシェアの導入は、現在ライドシェアの導入を軸に関係機関との調整を重ねているが、事

業化には至っていない。持続可能な地域公共交通について今後、調査研究をしていく。③重要施策3、持続可能な村を目指して、(2)北山文化圏センター整備事業の進捗状況は、令和7年度は保健センター改修、周辺整備を行っており、令和7年12月に追加された財源を活用し、中央公民館改修事業、周辺整備の調整を行っている。令和8年度の整備は、コミュニティーセンター新築を計画し、北部広域市町村圏事務組合を通し内閣府と調整を行っている。

問2 ラーケーション導入

県では令和7年9月から導入し、本村でも令和7年12月議会で根路銘議員が一般質問し、前向きに検討するとの答弁もあった。県と足並みをそろえて早急に導入すべきと考えるが、本村の見解を伺う。

答 教育長

学校及び教育委員会の意見等を踏まえ、令和8年度から施行していく。

問 スピード感を持った対応だと本当に感じているが、学校の意見や保護者の意見なども踏まえて、導入に向けていると理解してよろしいか。

答 学校教育課長

アンケート調査を教員向け、保護者向けに行っている。

問3 農林水産畜産業の振興

①ゆがふ製糖の老朽化による建て替えて、県3、市町村1の割合で費用負担が発生するが、本村に割り当てられた内訳を伺う。②基幹作物であるサトウキビの生産向上の取り組みや、担い手の育成など重要な課題が山積しているが、どのように推進していくか伺う。

答 村長

①本村に割り当てられた内訳は市町村分を26市町村で分担し、本村の負担割合は3.95%となっている。負担総額は5年間で4,785万4,000円となっている。②本村ではこれまで病害虫防除等に対する支援を

行ってきた。令和8年度、交付金事業を活用し、サトウキビ農家に対する支援を予定しており、引き続き関係機関などと連携の下、推進体制の向上に努めていく。

問 割合は、人口比率ではなくて、サトウキビの生産量や畑の面積など、3.95%の根拠があるか伺う。

答 経済課長

均等割りを25%とし、生産指標合計という形で75%、合計100%という形になるが、生産指標合計の中に面積割合分、生産量割合分、農家戸数割合分という形で細かく3つの指標があり、その数字となっている。

問 令和8年度交付金事業を活用し、サトウキビ農家に對する支援について具体的に説明を求める。

答 経済課長

重点支援交付金を活用し、サトウキビ生産振興農業従事者支援という形で、サトウキビ農家に支援を予定している。

問1 議員報酬

問 昨年度 議員報酬が5,000円引き上げられ、現在20万9,000円となったが、まだ適正とは言えない待遇と考えている。今すぐ報酬を上げてほしいという質問ではなく、未来の村議員に挑戦する人材を呼び込むための制度設計を提案したい。議員を経験した村長の考えを伺う。

答 村長

議会において十分な議論をしていただくことが基本であると考えている。

問 市議会議員報酬は市長給与に対し約47%という水準。村は、村長給与73万1,000円に対し、議員報酬は20万9,000円であり、その割合は29%。町村議会の平均30%も満たしていない状況。一般行政職の平均給与月額33万2,700円、現業種は25万1,000円。一般行政職の初任給は、高卒20万3,000円、短大卒21万6,500円、大卒23万2,000円となっており、現在の議員報酬は初任給水準に近い状況。何期積み重ねても、等級や号級は変わらない。職員の皆様の日々の業務の重さは十分承知しているが、一元代表制の下で村民の代表として、施策提案及び監視機能を担う議会の役割と照らし合わせ、現在の議員報酬を妥当と評価するか伺う。

答 村長

議員報酬は、自治法上で生活給の位置づけではなく、建前の原則を用いると、その下に自治体の財政状況や住民の理解に基づいて条例で決定している状況であると認識している。



石嶺 美奈実 議員

問 国は、令和5年度に議員報酬単位を32万5,000円と想定。仮に現在の議員報酬に10万円プラスした場合、議員定数11人分で年間1,320万円の増額。今年度予算議会費は人件費以外の費用も含め約7,100万円、増額し

た場合議会費は8,000万円。昨年度議会予算が約7,800万円と8,000万円に近い予算額でしたので、非現実的な数字ではない。原価方式による算定や国が示す水準を参考指標とし、財政面から検討していただきたい。

答 総務課長

令和7年4月1日から現在の議員報酬に上げたときは、執行部から提案。行財政改革審議委員会にかけ、全国の類似団体の平均まで第一段階持つていくという決定。その答申の中に、さらなる議会力の向上を期待し、3役含め議員の報酬、給与を改定する最後の附帯意見が付されて答申が出された。執行部から議員報酬を提案する方法、あるいは議員発議、執行部との情報共有をし、執行部からの提案になる。財政とのヒアリング等を行い、今回の改正に向けた案ができるかどうか見えてくるのではないかと。議会ですっかりと議論をしていただくことを願う。

問2 投票時間の繰上げ

今年、県知事選、村議会議員選が行われる。投票時間の繰上げについて、去る衆議院議員選挙と同様の考えで1時間繰上げを行うのか伺う。

答 選挙管理委員会書記長

今後の選挙においても、投票所の繰上げ閉所を行う方針と伺っている。

問 第50回衆議院選挙期日前投票者数が1,926人、投票開票日当日が2,137人、第51回期日前投票者数総数が2,215人、投票開票日当日が2,032人。この数字から村の有権者の皆様の投票行動は投票開票日当日に活発に行われていることが分かる。この数字を見ても今後も村で行われる選挙において、投票開票日当日の1時間繰上げが必要だと思いませんか見解を伺う。

答 選挙管理委員会書記長

村選挙管理委員会は、去る参議院選挙、2月8日の衆議院選挙の2つの選挙について繰上げし、投票所を7時に閉めている。選挙管理委員会として、総合的に勘案して有権

者の皆様の利便性も含め公平、公正にしっかりと選挙を進める中での判断だと捉えている。今後の方針は1時間繰上げをするとは伺っている。

問 選挙は私たち一人一人が普段の暮らしの延長線上で直接政治に参加できる大切な機会。第50回と51回の結果を見て、投票開票日当日に投票に行く方が圧倒的に多い。皆さんの需要があるということが、数字を見ても分かるので、もう一度、選挙管理委員会でも議論していただきたい。

答 選挙管理委員会書記長

村選挙管理委員会は、決めたから押し切るということではなく、現状では次の選挙についても繰上げ閉所するという見解を持っているが、その都度検討する体制を取りたいという考えはあると伺っている。有権者、議員に届いている声を無視するというのではなく、真摯に受け止め検討し、選挙運営をしていきたい。



與那 勝治 議員

問1 ふるさと納税

ふるさと納税制度における経費率上限40%への見直し、本村の歳入及び地元経済に与える影響について、本村としてどのように捉えているか、見解を伺う。

答 村長

地元経済に与える影響については、経費率圧縮に伴い、取り扱う返礼品の調達費やポータルサイト手数料見直しなど、影響があるものと認識をしている。

問 令和8年度のふるさと納税に対する経費率は何%なのか伺う。

答 企画財政課長

経費率は47・5%を見込んでいる。

問 47・5%ということだが、

ポータルサイトの手数料は何%を見込んでいるか。当初予算でふるさと納税推進事業として、1億5,000万円の計上があったが、令和8年度寄附額ではいくら見込んでいるか伺う。

答 企画財政課長

ポータルサイト、インターネットなどを介した事業者に対して支払う手数料は、おおよそ11%から13%の範囲となっており、配送料等含めると約20%から22%の手数料となる。令和8年度の寄附額は、5億円を目標として、取組強化を進めていきたい。

問2 宿泊税

県における宿泊税導入の動きを踏まえ、本村における宿泊税導入の必要性及び今後の検討状況について伺う。

答 村長

近隣市町村の状況を聴取した経緯がある。今後は、既に導入が決まっている県や近隣市町村の状況など情報収集を行い、適時適切に対応していく。

問 村が独自に宿泊税を導入しなくても宿泊事業者は、宿泊税2%を県へ納付しなければいけない時が来る。県へ宿泊税として納付された場合、県から各市町村へ配分されると聞いているが、情報があるか伺う。

答 経済課長

宿泊税を独自で導入していない自治体は、県と1対1の割合で市町村に配分をする計画で検討していると伺っている。

問 県と1対1のことだが、村はどのぐらいか、試算等がでているか伺う。

答 経済課長

まだ検討段階で、各市町村の配分や金額は具体的に示されていない。

問 1対1の中で各市町村にどのぐらい配分されるか分からない、それを期待するより村として独自の宿泊税をつくるため条例を制定して、独自で財源を確保する。そういった動きが必要と思うが、見解を伺う。

答 経済課長

県、近隣の本部町など、導入に向けて具体的に動いている。情報収集し、手続の流れ、試算の方法を含めて県から本村でどれぐらい収入が見込めるかなど、具体的な情報収集が可能になると考えている。

問 村は宿泊税を導入する考えがあるか伺う。

答 経済課長

今後、大型ホテルなどの建設予定が幾つかある。その中で、導入に向けて検討していく良い機会と考えており、前向きに検討して進めていきたい。

問3 村営パークゴルフ場

村営パークゴルフ場整備について、これまで検討なされてきたと承知しているが、現在の検討状況及び今後の整備方針について見解を伺う。

答 村長

現在、用地取得について、関係者と調整を行っている。整備方針は広く村民の意見などを拝聴しながら進めていく。

問 今どのような状況なのか、その場所でパークゴルフ場が開業できるのかどうか含めて、説明を求める。

答 企画財政課長

相手側の測量は完了している。書面で図書などを提供頂き、現在精査を行っている。

問 村パークゴルフ場ができると期待してもいいか。いつ頃開業できるか伺う。

答 企画財政課長

現段階では、絵を描けていないため、はつきりと申し上げられる状況ではないが、着実に用地取得に向けての意見交換を行い、整備に向けて進めている。

問 用地を取得して開業するまで大体どのぐらいの期間がかかるか伺う。

答 企画財政課長

面積が広大であるため、開発申請、造成など設計を含め1年、2年の計画である。

議決結果・賛否一覧表

「○」：賛成 「×」：反対 「欠」：欠席 「退」：退席 「公」：公務の欠席 「病」：法定伝染病の欠席。
議長は採決に加わらないため斜線としていますが、可否同数の場合に採決権があります。

議案番号	議案	議決結果 氏名	議長	1	2	3	議長	5	6	7	8	9	10	11
			座間 味 靖	根 路 銘 弘 美	島 袋 輝 也	上 原 祐 希	石 嶺 美 奈 実	上 間 聰	島 袋 誠	與 那 勝 治	座 間 味 薫	山 城 太	東 恩 納 寛 政	
令和8年第1回定例会 令和8年3月5日(木)														
報告第1号	令和8年度沖縄県町村土地開発公社事業計画書について	報告	○	○	○	/	○	○	○	○	○	○	○	○
令和8年第1回定例会 令和8年3月6日(金)														
議案第11号	工事請負契約について	可決	○	○	○	/	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第16号	令和7年度今帰仁村一般会計第10回補正予算について	可決	○	○	○	/	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第17号	令和7年度今帰仁村国民健康保険特別会計第5回補正予算について	可決	○	○	○	/	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第18号	令和7年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第2回補正予算について	可決	○	○	○	/	○	○	○	○	○	○	○	○
令和8年第1回定例会 令和8年3月19日(木)														
議案第5号	今帰仁村長及び今帰仁村議会議員の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について	可決	○	○	○	/	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第6号	今帰仁村犯罪被害者等支援条例の制定について	可決	○	○	○	/	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第7号	地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の一部を改正する条例について	可決	○	○	○	/	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第8号	今帰仁村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	可決	○	○	○	/	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第9号	職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例について	可決	○	○	○	/	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第10号	職員の旅費に関する条例の全部改正に伴う関係条例の一部を改正する条例について	可決	○	○	○	/	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第8号	今帰仁村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	可決	○	○	○	/	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第9号	現業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例について	可決	○	○	○	/	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第10号	今帰仁村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	可決	○	○	○	/	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第12号	令和8年度今帰仁村一般会計予算について	可決	○	○	○	/	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第13号	令和8年度今帰仁村国民健康保険特別会計予算について	可決	○	○	○	/	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第14号	令和8年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計予算について	可決	○	○	○	/	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第15号	令和8年度今帰仁村水道事業会計予算について	可決	○	○	○	/	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第19号	工事請負契約について	可決	○	○	○	/	○	○	○	○	○	○	○	○
同意第1号	今帰仁村教育委員会の教育長の任命について	可決	×	○	×	/	○	○	○	○	○	○	○	○
同意第2号	今帰仁村教育委員会の委員の任命について	可決	○	○	○	/	○	○	○	○	○	○	○	○

令和7年第4回定例会

12月18日 議案第67号「令和7年度今帰仁村一般会計第7回補正予算について」

■賛成討論 7番 島袋 誠 議員

議案第67号 令和7年度今帰仁村一般会計第7回補正予算に対して、原案に対して賛成の立場から討論する。今、修正動議が上がって、質疑もいろいろ交わされる中で、いろいろ考えているが、先ほど修正動議、2名の提出があるが、1名の方がいろいろ質疑を対応したが、どう思うとか、私は考えるとか、本当に個人の感想なんですよ。個人の感想でこの修正動議を出すのか。先ほどからやっている、いろいろやり取りがあったものを質疑でやれば、どんどん内容が深まったのにそれができない。そうですね。もう質疑できない段階になってしまっているの、この修正動議の在り方等も当たっているのかと思いつつ話を聞いていた。提出議員は、元総務課長という立派な職務をこなした方が、今の行政が判断し、今の行政職員、課長はじめ、村長、副村長も苦勞なさったと思う。そして、いろいろ対応もしたというふうにさっきも説明あった。ブルーシートを敷いたので、雨の日など特に対策などいろいろやったのでしょう。

胸を張って自信を持って、その職員たちにも言えるのかなというふうに感じる。平成22年からこの件が発生し、十五、六年進まない状況で、一刻も争う災害である。やはり建物に被害を及ぼす恐れがあるもの、十五、六年進まない、もう一刻も早くしないといけないものをはっきりできなかった。その上で3回も村長が変わっていると思う。ようやく予算が上がってきたのも、私議員9年だが初めてこういうことを正直知った。それまでなかった。ようやくできたことを前に進めるということである。そこに住んでいる人のもう人権がないがしろにしてなかったのかなというのが不安でしかない。早急に対応しなければならないのが本当に今ようやくできているということで、先ほどの当局からの説明でも感じた。今の質疑も含めて、原案に反対できる材料がない。賛成しかできない。逆に反対する理由が本当に見えてこない。これがもう建物だけならいいが人災が起こってからだったらどうしたのかという、本当に補償問題等も考えるだけで恐ろしいかなと思っている。先ほども触れたが、これを質疑でやれば深まって、また考える機会にもなったと思うが、それが行えなかったというのが非常に残念である。本当にこの原案に対して、賛成の立場で討論しているので、そこに反対する勇気のほうが私はもうすごいかなと思っている。今の質疑の内容も聞いて、ぜひ皆さん原案に対して賛成していただけるよう討論を終わる。

■反対討論 3番 島袋 輝也 議員

7番議員のほうから質疑のほうでもっと深まるということがあった。それについては理解をする。この案件について、やはり行財政の公正・公平な運用、行政の根幹に関わることなので、その辺をしっかりと肝に銘じた上で私は反対の立場で原案に反対の立場で討論する。私がこの一般会計補正予算中の財産購入等に関わる予算について反対する理由として、質疑の中でも答えているが、当該支出の財源として充当されている今帰仁村公共施設等総合管理基金条例第1条は目的として、公共用または公用に供する施設の施設の新設、長寿命化更新整備、統廃合等を計画的に行うためと定めている。今回の住宅宅地、畑、雑種地の土地取得は、災害リスクを理由とするものであり、同条例の目的には明確に合致せず、条例の趣旨に反すると疑問を持っているので出した。それと自治法241条のこの条例を規定する根本条例については、目的以外に対しては、基金の取崩しをしてはいけないということもある。また2番目の理由として、国の要請を受けて2013年公共施設等総合管理計画を策定している。これに基づいて、今帰仁村公共施設等総合管理計画、以下、総合管理計画と言うが、今回の当該土地住宅の取得は村総合管理計画に位置づけられていない。

仮に将来的に位置づける予定があるとしても、単なる将来必要になるかもしれないというような抽象的な理由で不十分ではないかなと考えている。条例計画の位置づけに加え、具体的な利用計画や財政的な裏づけが揃って初めて住民の納得が得られるので、位置づけのみでは形式的に過ぎず、将来住民監査請求など不当となるリスクがある。判例として何箇所かそのような判例もある。3番目として、地方自治法第2条第14項は地方公共団体は住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないと定めている。また、地方財政法第4条1項は、地方公共団体の経費はその目的を達成するために、必要かつ最少の限度を超えてこれに支出してはならないと規定している。

これら住民の税金の財源を無駄なく適正に運営し、コストベネフィットの観点から経済的合理性を追求することが求められる内容で、その法律を定められている。価格の妥当性や手続の透明性が考察されていないと私は考えている。必要性や本件のみ買取る合理的基準を示されていないので、十分な検討が行われていないため、地方自治法第2条第14項及び地方財政法4条第1項に照らして、私は疑問を持っているので修正動議を出した。4番目に本件のみ買取る合理的な基準が示されておらず、この本件を買取ることによって、村民間の公平性や行政の平等原則に反するのではないかと考えている。また、土地・住宅取得以外の選択肢、先ほども質疑の中で答えたが、安全対策工事管理強化、移転補助等の比較検討がされたのか。代替案なき取得になっているとして計画をもう少し組立ててから判断をすべきではないかと考えている。22年来ということについては、やはり土砂災害区域に指定されていると、どうなるのですかというふうなものがあるので、土砂災害区域に指定されると、市町村は地域防災計画の中で、土砂災害に関する情報の収集、伝達、予防または警報の発令等の伝達、救助、その他の警戒避難体制に関する事項を定めることになっている。

これは防災計画の中に定められていると思うが、市町村長は警戒避難に必要な情報もハザードマップなど、家庭への配布などを行うべきだと思う。また、不動産に関しては宅地建物取引業者、土砂災害警戒区域だということで重要事項説明には必ず書かなければならない。そういう観点からしても、その土地だけにすると住民間の不公平が生じるのではないかなということが考えられるので、私は村民への説明責任が十分果たされておらず、公共性や将来の維持管理の方針が不明なまま、予算執行が組まれるのは非常に危惧を感じている。ただ、12月11日に住民説明会は土砂災害区域の住民、区長等を招集しての説明が県のほうからあったということ。この案件について、購入等の今後の村の方針として、災害区域についての土地、財産等については、将来、本件案件のように買取る方向性、移転の方向性という説明がなかったということを知っているの、まだまだこの案件についての考え方はもう少し整理してから計上したほうが良いと考えているので、原案に反対の立場から討論をする。

令和7年第4回定例会

12月18日 議案第67号「令和7年度今帰仁村一般会計第7回補正予算について」修正動議(修正案)

修正動議の概要

歳入

10款1項 地方交付税の原案「14,199千円」を「12,599千円」に修正した案(1,600千円減額)

18款1項 繰入金の原案「62,512千円」を「42,512千円」に修正した案(20,000千円減額)

歳出

2款1項 総務管理費の原案「425,400千円」を「403,800千円」に修正した案(21,600千円減額)

■反対討論 8番 與那 勝治 議員

修正動議に対して反対したいと思う。議案等で審議できなかったのが修正動議を提出するにしか聞こえないが、修正動議に対して、反対自体は民主的な議論において当然認められるべき行為と思う。しかし、この反対が説得力を持つためには前提として確認すべき手続と姿勢があると思う。まず、疑問や問題意識があるのであれば、なぜそう判断したのかを相手に問い、説明を受けることが必要だと思う。質疑・質問もせず、事実関係の確認もしないままおかしいと、認められないと、結論だけを示すのであれば、それは議論ではなく、単なる意見表明に近いものになる。特に、法律や条例に違反しているのではないか、公平性に欠けるのではないかといった重い指摘するのであれば、なおさら慎重であるべきだと思う。今回示されているのは違法であると断定するものではなく、自分はそう解釈しない、疑問がある。考えられる。という解釈の違いにとどまっていると感じる。

法律や制度の解釈というのは、状況や目的、前提条件によって幅があり、一つの見方だけが常に正解とは限らない。だからこそ、解釈が分かれる場合には、質疑・質問を通じ、整理することが必要になる。説明を求める努力もなく、結論だけを先に示す姿勢は、冷静な議論というよりも、結論ありきの態度に見えてしまう。本来求められるのは納得できないから反対することではなく、なぜ納得できないかを明らかにし、その是非を皆で判断することだと私は思う。質疑・質問や議論も行われないうまま、解釈の違いだけを理由に認められないと結論づけてしまうのであれば、そもそも議案について審議を行う意味はどこにあるのか。加えて言えば、日頃から議案については、より丁寧な説明が必要だ。説明責任を果たすべきだと求めている立場であるならば、まずは自らが疑問点を問い、議論を通じて説明を引き出す姿勢を示すことが一つの手本になるのではないか。説明を求めながら質問せず、議論を重視すると言いながら議論の場を設けないうまま反対の意思を示すのであれば、その姿勢に違和感を覚える人がいるのも無理はない。

疑義があるのであればこそ、当局に対し丁寧な説明を求め、その説明を踏まえた上で賛否を判断する。その積み重ねこそが、議論の信頼性を高めるものだと思う。疑問があるからこそ、質疑・質問があり、意見の違いがあるからこそ議論がある。そうした過程を経て初めて、賛成か反対かの判断が社会的な重みを持つものだと思う。以上の点を踏まえると、本件修正動議は十分な質問や議論を経ないまま、解釈の相違のみをもって結論が示されたものと言わざるを得ない。よって、私は本修正動議は賛成できず、反対の立場を表明する。皆様におかれても、結論の是非だけでなく、この判断に至るまでの過程や姿勢が私たちの議論にどのような重みと納得感をもたらすのか、いま一度考えていただき、本修正動議に対するご判断をお願い申し上げ討論を終わる。

■賛成討論 1番 座間味 靖 議員

私は、修正動議に賛成の立場で討論をしたいと思う。先ほどからあったように全協の中で、担当課のほうから説明があった本場所とは土砂災害指定区域になっているということで、村が買い取るという説明だが、その説明を受けたときに、目的が買って後、どのように使うのかということが少し疑義が残っていた。そのときにいろいろ質問ができればよかったが、まだ、そこまで理解が追いつかなくてそのまま全協では特に意見も言えなかった。それからしばらくして、同僚議員から修正動議を出したいということで、原案が私のほうにも提供があって、法的にこの土地を買うことが大丈夫なのかということがあり、それで原案をいつもお世話になっている琉大の法律の専門家の方に一応投げかけて、アドバイスをもらった。それで修正動議の特にこの1、2、3に関しては、先ほど村長の答弁の中で、弁護士にも相談をしたということがあったが、法的にも疑義があるということであった。

1番目、当該支出の財源として充当されている今帰仁村公共施設等総合管理基金条例第1条は、目的として公共用または公用に供する施設の新設、長寿命化、更新整備、統廃合等を計画的に行うためと定めているが、今回の住宅宅地、畑、雑種地の土地取得は、災害リスクを理由とするものであり、同条例の目的に明確には合致せず、条例の趣旨に反する疑義があるということ。2番目が、本村では、国の要請を受けて、2013年に公共施設等総合管理計画を策定し、これに基づき今帰仁村公共施設等総合管理計画を定めている。ところが、今回の当該土地住宅の取得は、村総合管理計画に位置づけられていない。

仮に将来的に位置づける予定があるとしても、単なる将来必要になるかもしれないという抽象的な理由では不十分である。条例や計画への位置づけに加え、具体的な利用計画や財政的裏づけが揃って初めて、住民の納得が得られるものであり、位置づけのみでは形式的に過ぎず、住民監査請求等で不当とされるリスクが残る。3番目、地方自治法第2条第14項は、地方公共団体は住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないと定めている。また、地方財政法第4条1項は、地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要かつ最少の限度を超えて、これを支出してはならないと規定している。

これらは住民の税金などによる財源の無駄なく適正に運営し、コストベネフィットの観点から、経済的合理性を追求することを求めるものである。今回の買取りは不動産業者からの売却打診が先行しており、価格の妥当性や手続の透明性が確保されていない。必要性や本件のみを買取る合理的な基準も示されておらず、十分な検討が行われていないため、地方自治法第2条第14項及び地方財政法第4条第1項に照らして疑義がありますという専門家のアドバイスを受けている。それで今回この修正動議に賛成の立場で討論した。

政 務 活 動 費

《政務活動費》 政務活動費は、地方自治法100条14項～16項の規定及び今帰仁村議会政務活動費の交付に関する条例に基づき、議員の村政に関する調査研究に資するため必要な経費の一部として交付されるものです。

※交付額・・・1人当たり年間120,000円(月額10,000円×12ヶ月)

※返還・・・交付総額から支出の総額を控除し残余がある場合は返還になります。

交付対象となる経費

調査研究費	研修費	広報・広聴費	要請陳情等活動費	会議費
議員が行う村の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費	①議員が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 ②団体等が開催する研修会（視察含む。）、講演会等への議員及び議員の雇用する職員の参加に要する経費	議員が行う活動の広報・広聴活動に要する経費	議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費	①議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 ②団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	資料購入費	事務所費	事務費	人件費
議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費	議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

令和7年度 政務活動費収支報告書

氏 名	交付総額	使 途											残余費 (返還)
		調 査 研究費	研 修 費	広 報 広聴費	要請陳情 等活動費	会 議 費	資 料 作成費	資 料 購入費	事務所費	事務費	人件費	合 計	
座間味 靖	120,000	94,361	0	0	0	0	0	0	0	0	0	94,361	25,639
根路銘弘美	120,000	92,000	50,300	0	0	0	0	0	0	0	0	142,300	0
島袋 輝也	120,000	88,640	0	0	0	0	0	23,530	0	6,500	0	118,670	1,330
上原 祐希	120,000	0	0	0	94,180	0	0	0	0	0	0	94,180	25,820
石嶺美奈実	120,000	1,320	1,500	0	0	1,012	14,588	70,584	0	0	0	89,004	30,996
上間 聰	120,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	120,000
島袋 誠	120,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	120,000
與那 勝治	120,000	0	0	0	105,324	0	0	0	0	0	0	105,324	14,676
座間味 薫	120,000	100,700	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100,700	19,300
山城 太	120,000	88,640	0	0	0	0	0	0	0	0	0	88,640	31,360
東恩納寛政	120,000	100,420	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100,420	19,580
計	1,320,000	566,081	51,800	0	199,504	1,012	14,588	94,114	0	6,500	0	933,599	408,701

2/9(木)名護市内 北部市町村議会議員・事務局職員研修会



講演 「地域連携の取り組みについて」
講師 名城大学 地域連携機構長

2/26(木) 南風原町内 町村議会議員・事務局職員研修会



講演 「市町村行財政税等の状況及び地方統一選挙について」
講師 沖縄県市町村課長
講演 「沖縄の子こそ東大を目指すべき」
講師 NPO おきなわ学びのネットワーク理事

3/30(月)今帰仁村内 今帰仁村と公立大学法人名城大学との包括連携協定締結式 ～ ゆがふむら みんなでつくる 未来をつなぐ ～



4/16(木) 名護市内 北部地域の道路網の整備促進並びに離島 架橋の早期実現に向けた決起大会



総務文教委員会にて陳情審査のため、県動物愛護センター等を視察



▲ 沖縄県動物愛護管理センター(南城市内)でネコの保護状況を聞き取り、施設を視察



▲ ボランティアで活動しているネコ保護団体の保護状況を聞き取り、施設(村外)を視察

Photo
議会スナップ

編集後記

今帰仁村議会の三月定例会は、新年度予算を審議する「予算議会」として、村の一年の方向性を決める大切な議会です。物価高騰や病害虫、イノシシ被害など、農家や村民生活を取り巻く環境が厳しさを増す中、限られた財源をどう活用し、暮らしを支える施策につなげるか、多角的な視点から議論が行われました。議会には、税金の使い道をチェックし、未来に責任を持つ重要な役割があります。

また、高齢化が進む中、諸志協同売店のように、歩いて集い支え合える地域の場は、ますます大切になっていきます。地域の自然や文化、人とのつながりを守りながら、誰もが安心して暮らせる今帰仁村を目指し、これからも村民の声を大切に取り組んでまいります。

(議会広報委員 島袋輝也)

広報委員長 座間味 靖
副委員長 根路銘弘美
委員 島袋 輝也
委員 上間 聡